

# 令和8年度保険料の計算例①

## ◆◆40歳代夫婦と未成年の子2人世帯の場合◆◆

### 世帯員の構成

◆世帯主	Aさん(43歳)の所得	・	・	・	事業所得(営業所得)	4,100,000円
◆妻	Bさん(41歳)の所得	・	・	・	給与所得	300,000円
◆子供	Cさん(17歳)の所得	・	・	・	所得なし	
◆子供	Dさん(16歳)の所得	・	・	・	所得なし	
合計所得(世帯)						4,400,000円

### 賦課標準額の計算

(加入者の所得額から、基礎控除額(43万円)を差し引いて計算します。)

	所得額		基礎控除額			賦課標準額
Aさん	4,100,000円	-	430,000円	=		3,670,000円
Bさん	300,000円	-	430,000円	=		0円
合計賦課標準額(世帯)						3,670,000円

### 保険料の計算方法

#### ◆医療給付費分保険料

			賦課標準額			
所得割額	3,670,000円	×		5.07%	=	186,069円 …①
均等割額	23,106円	×		4人	=	92,424円 …②
平等割額	(1世帯当り)					14,786円 …③
合計	(①+②+③、100円未満切り捨て)					293,200円 …A

#### ◆後期高齢者支援金分保険料

			賦課標準額			
所得割額	3,670,000円	×		2.20%	=	80,740円 …④
均等割額	14,055円	×		4人	=	56,220円 …⑤
合計	(④+⑤、100円未満切り捨て)					136,900円 …B

#### ◆介護納付金分保険料(40歳~64歳の方のみ)

			賦課標準額			
所得割額	3,670,000円	×		1.90%	=	69,730円 …⑥
均等割額	14,429円	×		2人	=	28,858円 …⑦
合計	(⑥+⑦、100円未満切り捨て)					98,500円 …C

#### ◆子ども・子育て支援金分保険料(18歳未満の方は全額軽減されます)

			賦課標準額			
所得割額	3,670,000円	×		0.25%	=	9,175円 …⑧
均等割額	1,615円	×		2人	=	3,230円 …⑨
合計	(⑧+⑨、100円未満切り捨て)					12,400円 …D

A	B	C	D		
293,200円	+	136,900円	+	98,500円	+
12,400円	=	541,000円			

令和8年度国民健康保険料

## 令和8年度保険料の計算例②

### ◆◆65歳以上の夫婦世帯の場合◆◆

#### 世帯員の構成

◆世帯主	Aさん（67歳）の所得	・・・	雑所得（年金所得）	2,100,000円
◆妻	Bさん（66歳）の所得	・・・	雑所得（年金所得）	100,000円
合計所得（世帯）				2,200,000円

#### 賦課標準額の計算

（加入者の所得額から、基礎控除額（43万円）を差し引いて計算します。）

	所得額		基礎控除額		賦課標準額
Aさん	2,100,000円	－	430,000円	＝	1,670,000円
Bさん	100,000円	－	430,000円	＝	0円
合計賦課標準額（世帯）					1,670,000円

#### 保険料の計算方法

##### ◆医療給付費分保険料

		賦課標準額			
所得割額		1,670,000円	×	5.07%	＝ 84,669円 …①
均等割額		23,106円	×	2人	＝ 46,212円 …②
平等割額		(1世帯当り)			14,786円 …③
合計				(①+②+③、100円未満切り捨て)	<b>145,600円 …A</b>

##### ◆後期高齢者支援金分保険料

		賦課標準額			
所得割額		1,670,000円	×	2.20%	＝ 36,740円 …④
均等割額		14,055円	×	2人	＝ 28,110円 …⑤
合計				(④+⑤、100円未満切り捨て)	<b>64,800円 …B</b>

◆介護納付金分保険料 …65歳以上の方の加入のためかかりません。

##### ◆子ども・子育て支援納付金分保険料

		賦課標準額			
所得割額		1,670,000円	×	0.25%	＝ 4,175円 …⑥
均等割額		1,615円	×	2人	＝ 3,230円 …⑦
合計				(⑥+⑦、100円未満切り捨て)	<b>7,400円 …C</b>

A	B	C	
145,600円	+	64,800円	+
		7,400円	＝
217,800円			

令和8年度国民健康保険料

令和8年度国民健康保険料計算表

ご加入予定の方の氏名	所得金額	介護 (40~ 64歳)	※基礎 控除	賦課標準額 (A) ※千円未満切捨て	所得割			
					医療分 (A)×5.07%	支援金分 (A)×2.20%	介護分 (A)×1.90%	子ども分 (A)×0.25%
	円		43万円	円	円	円	円	円
	円		43万円	円	円	円	円	円
	円		43万円	円	円	円	円	円
	円		43万円	円	円	円	円	円
	円		43万円	円	円	円	円	円
合 計					円	円	円	円

		令和8年度 保険料率	試算額			
所得割	(医療分)	5.07%	×	上記の所得割の合計額 …①	円	
	(支援金分)	2.20%	×	上記の所得割の合計額 …②	円	
	(介護分)	1.90%	×	上記の所得割の合計額 …③	円	
	(子ども分)	0.25%	×	上記の所得割の合計額 …④	円	
均等割	未就学児 以外	(医療分)	23,106円	×	人 …⑤	円
		(支援金分)	14,055円	×	人 …⑥	円
		(介護分)	14,429円	×	人 …⑦	円
		(子ども分)	1,615円	×	人 …⑧	円
	未就学児	(医療分)	11,553円	×	人 …⑨	円
		(支援金分)	7,027円	×	人 …⑩	円
平等割	(医療分)	14,786円		…⑪	円	
保険料年間額		(医療分)	①+⑤+⑨+⑪ =		円	
		(支援金分)	②+⑥+⑩ =		円	
		(介護分)	③+⑦ =		円	
		(子ども分)	④+⑧ =		円	
		合計保険料				円

この計算表で、おおよその令和8年度年間保険料を計算することができます。結果はあくまでも試算であり、次のいずれかの項目に該当する場合は、実際の保険料額と異なる場合があります。

- ・年度の途中で、加入者の所得や人数が変わる場合。
- ・年度の途中で、40歳になり、介護保険料がかかる場合。
- ・年度の途中で、65歳になり、介護保険料がかからなくなる場合。
- ※40歳から64歳までの人は国民健康保険料に介護保険にかかる保険料が含まれます。
- ・保険料の軽減制度が適用される場合。

100円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

※基礎控除について  
 総所得に係る基礎控除額は以下のとおりです。  
 (総所得金額) (基礎控除額)  
 2,400万円以下 43万円  
 2,400万円超2,450万円以下 29万円  
 2,450万円超2,500万円以下 15万円  
 2,500万円超 適用なし